

新旧対照表

	改正後 (H30. 12. 1 以降)	現行 (H30. 11. 30 まで)
補助対象団体	家屋の連たんする区域内の住民が組織する団体	家屋の連たんする区域内の住民が組織する団体
補助対象となる私道	<p>不特定多数の交通の用に供されており、将来も同様に使用される道路で幅員 2.5m以上 (道路改良(拡幅)工事の場合、幅員 1.8m以上) で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)道路の両端が公道に接続しているもの</p> <p>(2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員 2.5m以上の私道に接続しているもの</p> <p>(3)道路の一端が公道又は幅員 2.5m以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設へ通じているもの。</p> <p>(4)道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が 3 戸以上の袋小路</p>	<p>不特定多数の交通の用に供されており、将来も同様に使用される道路で幅員 2.5m以上 (道路改良(拡幅)工事の場合、幅員 1.8m以上) かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)道路の両端が公道に接続しているもの</p> <p>(2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員 2.5m以上の私道に接続しているもの</p> <p>(3)道路の一端が公道又は幅員 2.5m以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設へ通じているもの。</p> <p>(4)道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が 3 戸以上の袋小路</p>
補助対象外となる道路	<p>(1)道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に掲げる道路</p> <p>(2)農業用道路</p> <p>(3)土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) に基づく土地区画整理事業の施行により設置された公共施設としての道路で、設置後 10 年を経過しないもの</p> <p>(4)都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 1 項の規定による都市計画事業の施行により設置された同法第 11 条に掲げる都市施設としての道路又は同法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為により設置された同法第 14 項に規定する公共施設としての道路で、設置後 10 年を経過しないもの</p> <p>(5)都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) に基づく市街地再開発事業の施行により設置された公共施設としての道路で、設置後 10 年を経過しないもの</p>	<p>(1)道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に掲げる道路</p> <p>(2)土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) に基づく土地区画整理事業の施行により設置された公共施設としての道路</p> <p>(3)都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 1 項の規定による都市計画事業の施行により設置された同法第 11 条に掲げる都市施設としての道路及び同法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為に係る道路</p> <p>(4)都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) に基づく市街地再開発事業の施行により設置された公共施設としての道路</p>

	改正後 (H30.12.1以降)	現行 (H30.12.1以前)
補助対象となる 工事	(1) 舗装新設工事 (2) 側溝改良工事 (3) 道路改良工事 (工事に係る設計及び土地の分筆の登記を含み、用地の取得及び補償を除く。) (4) 舗装修繕工事 (舗装工事完了後、5年以上経過している道路に対して実施する舗装修繕工事に限る)	(1) 舗装新設工事 (2) 側溝改良工事 (3) 道路改良工事 (工事に係る設計及び土地の分筆の登記を含み、用地の取得及び補償を除く。) (4) 舗装修繕工事 (舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る)
補助金の額	工事費用又は補助基準額のいずれか低い額の40%以内、100万円を限度。	工事費用又は補助基準額のいずれか低い額の40%以内、100万円を限度。